

# 武雄市立川登中学校部活動に係わる活動方針

令和元年5月1日

## 1 ねらい

- (1) 発育促進期にある生徒の心身の発育・発達をよりよい方向に導く機会とする。
- (2) スポーツや文化に親しませ、責任感や連帯感を持たせ、互いに協力しあって友情を深めことで好ましい人間関係の形成に努める。
- (3) 共通の趣味や関心を共有した異年齢集団による活動を通して、リーダー性や協調性等の社会性を育む。
- (4) 保健体育科など各教科において相互に関連を図り、学校教育活動全体として、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、健康・安全に留意した活動を行う。
- (5) 生涯にわたって運動文化・芸術文化に親しもうとする態度や、その基礎を養う。

## 2 部活動入部については、「入部誓約書」を提出させる。2・3年生で活動を継続する生徒についても「意思確認書」を4月に提出させる。

退部するときは、「退部届」を必ず提出させる。なお、一度入部させた以上は部活動の最後まで責任を持って指導にあたる。

## 3 活動（練習・試合）にあたっては、生徒の身体的・精神的負担が著しく過重でなく、日常の学校生活や正規の授業に影響がないように、1週間に1回は必ず休養の日を設ける。

- ① 休業日の活動時間においては、生徒の身体的・精神的負担が過重にならないよう体調や天候などを考慮して時間を設定する。
- ② 休日に行われる子ども会活動や地域活動・行事等できる限り把握し、生徒が積極的に参加できるよう配慮する。
- ③ 学期中の平日は、長くても2時間程度とする。
- ④ 学期中の週末等及び長期休業中は長くても3時間程度とする。ただし大会等当日については、大会等の日程に伴い3時間程度を超えて活動することができる。
- ⑤ 第3日曜日は県下一斉部活動休養日とする。
- ⑥ 土日の少なくとも1日以上を休養日とする。土日に大会等があった場合は平日に振り替える。
- ⑦ 各部ごとに、平日にも1日休養日を設ける。

## 4 部活動終了時刻や、下校完了時刻を厳守する。（顧問で下校まで指導する。）

ただし、「部活動練習延長届け」が職員会議などで認められた場合はその限りではない。また、校外で練習する場合についても、顧問で責任を持って帰宅させる。

### 月別活動終了・下校完了時刻（※日没天候により変更あり。）

月	部活動終了	下校完了
4月～7月	18:30	18:50
夏季休業は別途計画		
8・9月	18:00	18:20
10月	17:30	17:50
11月～12月	17:00	17:20
冬季休業は別途計画		
1月	17:00	17:20
2月	17:30	17:50
3月	18:00	18:20
年度末・春季休業は別途計画		

- 5 以下の特定の期間を「活動中止」とする。
  - 中間テスト・・・3日前から
  - 期末テスト・・・3日前から
  - 学校閉庁日
  - 2学期始業式直前の土日の前の金曜日（キッズデー）
- 6 部活動の時間内は顧問が臨場して指導するように努力する。会議等で臨場できない場合は、練習内容などを指示し、事故がないように注意を促しておく。なお、出張などで全職員が不在の時は、活動を中止する。
- 7 休日（土曜・日曜・祝日・長期休業）の場合は、顧問の臨場がない場合は活動しない。
- 8 担任は、帰りの会終了後、すみやかに部活動に参加するように指導する。

#### 【部活動時間延長について】

- 1 活動の延長は、大会1週間前からとし30分間程度延長できる。
- 2 生徒の身体的・精神的負担が過重でなく、正規の授業に影響がないこと。
- 3 延長届けの手続きは、校長に『部活動活動時間延長届』を提出し、職員会議・連絡会で承認を受ける。
- 4 顧問が必ず臨場して指導にあたり、事故がないように細心の注意を怠らない。活動終了後は、下校の徹底をはかり、保護者との連絡を密にとって、遠距離通学生についてはできるだけ迎えに来てもらう。
- 5 活動時間の延長が承認された場合、『部活動時間の延長について（連絡）』に必要事項を記載し、少なくとも1週間前までに保護者に連絡する。
- 6 朝・昼休みの特別練習については、原則として行わない。